

千葉県公告第381号

千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第39号）第10条の規定により、美樹観光株式会社から千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書及びその要約書（以下「方法書等」という。）の提出があったので、同条例第11条第1項の規定により公告します。

また、同項の規定により、方法書等を、環境局環境保全部環境保全課、中央区役所総務課、花見川区役所総務課、稲毛区役所総務課、若葉区役所総務課、緑区役所総務課、美浜区役所総務課及び千葉市中央図書館において、一般の縦覧に供します。

令和5年4月26日

千葉市長 神谷俊一

1 事業者の氏名及び住所

名 称 美樹観光株式会社

代表者の氏名 代表取締役 浅川 剛司

主たる事務所の所在地 千葉県緑区土気町1250番地6

2 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 千葉県緑区下大和田町開発計画

種 類 宅地開発事業

規 模 約74.5ha

3 対象事業実施区域

所 在 地 千葉県緑区下大和田町1139番ほか

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

対象事業実施区域から2kmの範囲内

（千葉県、八街市、東金市及び大網白里市の一部）

5 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間

（1）場所

ア 千葉県中央区千葉港1番1号

千葉県環境局環境保全部環境保全課

イ 千葉県中央区中央4丁目5番1号

千葉県中央区役所 総務課

- ウ 千葉市花見川区瑞穂 1 丁目 1 番地
千葉市花見川区役所 総務課
- エ 千葉市稲毛区穴川 4 丁目 1 2 番 1 号
千葉市稲毛区役所 総務課
- オ 千葉市若葉区桜木北 2 丁目 1 番 1 号
千葉市若葉区役所 総務課
- カ 千葉市緑区おゆみ野 3 丁目 1 5 番地 3
千葉市緑区役所 総務課
- キ 千葉市美浜区真砂 5 丁目 1 5 番 1 号
千葉市美浜区役所 総務課
- ク 千葉市中央区弁天 3 丁目 7 番 7 号
千葉市中央図書館 情報資料課

(2) 期間

令和 5 年 4 月 2 6 日から令和 5 年 5 月 2 5 日まで
(閉庁日、休館日を除く。)

(3) 時間

- ア 環境保全課
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで
- イ 各区役所
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで
ただし、休日開庁日は午前 9 時から午後 0 時 3 0 分まで
- ウ 千葉市中央図書館
午前 9 時 3 0 分から午後 9 時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日は午前 9 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

6 方法書説明会の開催

(1) 第 1 回

- ア 日時
令和 5 年 5 月 2 7 日 (土)
午前 9 時 3 0 分から 1 1 時 3 0 分まで
- イ 場所

千葉県緑区誉田町1丁目789-49

千葉県誉田公民館 1階会議室

(2) 第2回

ア 日時

令和5年5月28日(日)

午前9時30分から11時30分まで

イ 場所

千葉県緑区誉田町1丁目789-49

千葉県誉田公民館 1階会議室

7 環境の保全の見地からの意見

方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出可

8 意見書の提出期限、提出先及びその他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限

令和5年6月9日

(2) 提出先

千葉県中央区千葉港1番1号

千葉県環境局環境保全部環境保全課

直接持参、郵送、ファックス、電子メールにて受付

(3) その他意見書の提出に必要な事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見

(日本語により、意見の理由を含む。)